

(報 告 事 項)

指定漁業の許可及び起業の認可の状況について

令和元年 1 2 月

水産庁

指定漁業の許可期間及び許認可隻数

番号	漁業種類	許可期間等		許 認 可 隻 数						増減	
		許可満了日	期間	平成30年			令和元年				
		平成年月日	年	許可	認可	計	許可	認可	計		
1	沖合底びき網漁業	34.7.31	5	301	34	335	308	20	328	▲7	
2	以西底びき網漁業	34.7.31	5	8	0	8	8	0	8	0	
3	遠洋底びき網漁業	34.7.31	5	5	2	7	5	0	5	▲2	
4	大中型まき網漁業	34.7.31	5	108	19	127	109	15	124	▲3	
5	遠洋かつお・まぐろ漁業	34.7.31	5	235	12	247	222	10	232	▲15	
6	近海かつお・まぐろ漁業	34.7.31	5	287	24	311	285	13	298	▲13	
7	北太平洋さんま漁業	34.7.31	5	156	26	182	161	12	173	▲9	
8	日本海べにずわいがに漁業	34.7.31	5	11	1	12	11	1	12	0	
9	いか釣り漁業	34.7.31	5	76	12	88	73	2	75	▲13	
10	小型捕鯨業	33.3.31	2	5	4	9	5	4	9	0	
11	母船式捕鯨業	令6.6.30	5				4	0	4	4	
12	中型さけ・ます 流し網漁業 (日本海)	34.7.31	5	2	0	2	2	0	2	0	
許認可隻数合計					1,194	134	1,328	1,193	77	1,270	▲58

注：1) 令和元年許認可隻数は、令和元年10月1日現在の許認可隻数である。

2) 平成30年許認可隻数は、平成30年に水産政策審議会に報告された数値（平成30年10月1日現在）である。

3) 沖合底びき網漁業の隻数は、以西底びき網漁業の入会船を含まない。

4) 以西底びき網漁業の隻数は、沖合底びき網漁業の入会船を含まない。

5) 母船式捕鯨業の隻数の内訳は母船1隻、独航船3隻である。

6) 中型さけ・ます流し網漁業は、ロシア200海里水域における流し網漁業を禁止することを規定した連邦法が成立（平成28年1月1日）したことにより、ロシア水域において、中型さけ・ます流し網漁業を行えなくなったことから、平成29年の一斉更新での公示（同年11月29日）において同漁業の太平洋の海域は公示しないこととし、許可もしないこととした。

(指定漁業のトン数階層別許認可隻数)

番号	漁業種類		トン数階層		許認可隻数			
			旧トン	新トン	30年	元年		
1	沖合底びき網漁業		以上 未満 15～ 30	以上 未満 15～ 41	126	125		
			15～ 50	15～ 76	83	82		
			15～ 65	15～ 96	70	67		
			15～ 85	15～126	56	54		
			計		335	328		
2	以西底びき網漁業		15～ 150	15～185	8	8		
			計		8	8		
3	遠洋底びき網漁業		15～		7	5		
			計		7	5		
4	大中型まき網漁業		15～ 30	15～ 37	2	2		
			15～ 40	15～ 48	2	2		
			40～ 60	48～ 81	20	18		
			40～ 100	48～136	20	19		
				48～500	23	26		
			200～ 500	200～351	22	18		
			200～1,000	200～761	20	21		
			小計		109	106		
			2そうまき		15～ 30	15～ 37	18	18
					小計		18	18
計		127	124					

番号	漁業種類		トン数階層		許認可隻数	
			旧トン	新トン	30年	元年
5	遠洋かつお・まぐろ漁業	浮きはえ縄	以上 未満	以上 未満		
			80~120	120~200	15	12
			80~180	120~260	2	2
			80~240	120~320	3	2
			80~300	120~380	24	13
			80~360	120~440	92	78
			80~420	120~500	58	75
			80~500	120~580	10	7
			80~580	120~660	2	2
			小計		206	191
	釣り	80~180	120~180	12	12	
80~240		120~240	0	0		
80~300		120~300	2	2		
80~360		120~360	1	1		
80~420		120~420	0	0		
80~500		120~500	9	9		
80~580		120~580	2	2		
80~660		120~660	15	15		
小計		41	41			
計		247	232			
6	小型	10~20	10~20	浮きはえ縄 浮きはえ縄及び釣り	224 1	218 1
		小計		225	219	
	近海	10~60	10~120	浮きはえ縄 釣り 浮きはえ縄及び釣り	42 43 1	39 39 1
		小計		86	79	
	計		311	298		

番号	漁業種類	トン数階層		許認可隻数	
		旧トン	新トン	30年	元年
7	北太平洋さんま漁業	10~200		182	173
		計		182	173
8	日本海べにずわいがに漁業	~200		12	12
		計		12	12
9	いか釣り漁業	30~		88	75
		計		88	75
10	小型捕鯨業	~48	~40	9	9
		計		9	9
11	母船式捕鯨業	5,000以上	母船	0	1
		300以上	独航船	0	3
12	中型さけ・ます流し網漁業 (日本海)	以上 未満 30~153	以上 未満 30~185	2	2
		計		2	2

(参考)

指定漁業の漁獲量

(単位：千トン)

番号	漁業種類	平成29年	平成30年	対前年差
1	沖合底びき網漁業	208	210	2
2	以西底びき網漁業	*4	*4	0
3	遠洋底びき網漁業	10	8	▲2
4	大・中型まき網漁業 (うち太平洋中央海区 及びインド洋海区)	994 (176)	940 (195)	▲54 (19)
5	遠洋かつお・まぐろ漁業(かつお)	48	53	5
	“ (まぐろ)	74	70	▲4
6	近海かつお・まぐろ漁業(かつお)	29	30	1
	“ (まぐろ)	43	38	▲5
7	* 北太平洋さんま漁業	77	97	20
8	* 日本海べにずわいがに漁業	8	6	▲2
9	いか釣り漁業	23	15	▲8
10	* 小型捕鯨業	30頭	55頭	25頭
11	* 中型さけ・ます流し網漁業	0	0	0
指定漁業による漁獲量の合計		1,518	1,471	▲47
海面漁業による漁獲量の合計		3,258	3,330	72

資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」（平成30年は概数値）。*は水産庁調べ。

注：1）指定漁業による漁獲量の合計及び海面漁業による漁獲量の合計は、小型捕鯨業を含まない。

2）表示単位未満の端数は、四捨五入したため合計と内訳とは必ずしも一致しない。